

災害対策委員会

災害対策の為の指針

災害対策指針の目的

この指針は、災害発生時のサービス継続、利用者・従業員の安全の確保

災害時対策体制を確立し、的確かつ安全で、質の高い介護サービスの提供を図ることを目的とする

災害対策に関する基本的な考え方

自然災害が発生した場合、深刻な人的被害が生じる危険性があるため、迅速な情報収集を行い

利用者と従業員の安全を確保し指針に添った介護ができるよう、本指針を作成する。

災害時の対応対策委員会

災害時の対応に関する組織的対策及び予防に関し必要な事項を協議するため

BCPに基づき災害対策委員会を設置する。委員会は年に1回 3月に開催する。

また必要に応じて臨時委員会を開催する。

《災害時対応対策事項》

- ・災害が起きた場合の対応を想定し研修すること
- ・災害時の避難場所などの把握
- ・災害発生時のための対策に関し必要と思われる事項
- ・その他、災害発生時の対応に関連すること

職員研修に関する基本方針

- ・災害発生時の基本的な考え方及び具体的対策について職員に周知徹底を図る事を目的とする。
- ・職員研修を定期的で開催し、出席できなかった者には伝達研修を行う。

災害の発生状況の報告に関する基本指針

従業員の住処の被災状況、勤務できるかの確認、BCPに基づいた利用者の安全確保を目的とする。

安全の確保が出来ない場合はBCPに基づき各所関係者へ連絡をし、迅速な対応を図ることとする。

災害発生時の対応に関する指針

- ・BCPに基づき、サービスの優先順位を確定させる。

- ・利用者・従業員の安否確認を速やかに行う
- ・公共機関の指示に従い対応する。
- ・対応できない場合、公共機関及び事業所を管理する市に対し速やかに報告し助言・指導を求める

利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本指針

- ・事業所内に提示するとともに、当事業所ホームページに災害対策指針を掲載し

利用者または家族が閲覧できるようにする。

- ・利用者、家族への説明とともに、理解を得たうえで、災害対策に協力を求める。

その他、当事業所における災害時対応対策の推進のために必要な基本指針

- ・職員はBCP、災害時マニュアルに沿い、緊急事態、災害発生時対応対策の遵守に務める。
- ・職員は自らの安全を最優先とし危険を伴わないサービス提供を行う
- ・利用者、職員ともに日頃、災害時に備えるよう努める。

	担当者	役割
委員長	山地歩美	事業の統括・相談・研修・訓練・対策の確立
顧問	中西基悦	全業務助言・広報関連
委員	山口富美子	職員・備品関連 連絡・調整 研修・訓練補佐
	森岡亜紀子	研修・訓練補佐
	山地妃都美	連絡・調整 職員・備品関連

各役割内容

連絡・調整

- ・最新情報（被災状況、政府や自治体の動向等）の収集
- ・関係者の連絡先・連絡フローの整理
- ・必要に応じて医療関係との連携

職員・備品関連

- ・非常用品の確保・管理

広報関連

- ・災害が発生した際の情報公表のタイミング・内容・範囲等の決定